〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人大樹

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　岐阜県大垣市築捨町１丁目１４番地１

(3) 設立認可年月日　　平成１４年１０月　８日

(4) 設立登記年月日　　平成１４年１０月２８日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	後藤　貴吉	介護老人保健施設大樹管理者
理　事	松岡　尚子	
同	田邊　愛子	
同	後藤　祐貴	
監　事	佐藤　貴昭	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
介護老人保健施設	老人保健施設大樹	21-5-21-80051	岐阜県大垣市築捨町１丁目１４番地１	入所定員　96名 通所定員　25名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年９月１２日　令和６年度決算の決定

令和７年１２月１５日　定款変更の決定

令和８年７月３１日　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

(3) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(5) その他

様式２６－３

法人名　　医療法人　大樹　　※医療法人整理番号

所在地　　岐阜県大垣市築捨町１丁目１４番地１

財　産　目　録

（令和８年７月３１日現在）

１．資　産　額	787,832	千円
２．負　債　額	16,455	千円
３．純　資　産　額	771,377	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		480,543
Ｂ　固　定　資　産		307,289
Ｄ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	787,832
Ｅ　負　債　合　計		16,455
Ｆ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	771,377

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

建　　物　（■法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式２６－１－１（新法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名　医療法人　大樹　　※医療法人整理番号

所在地　岐阜県大垣市築捨町１丁目１４番地１

貸借対照表

（令和８年７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	480,543	**Ⅰ 流動負債**	16,455
現金及び預金	425,235	支払手形	0
事業未収金	55,337	買掛金	240
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	271	未払金	14,153
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	32	未払法人税等	72
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	△ 332	繰延税金負債	0
Ⅱ 固定資産	307,289	前受金	0
１ 有形固定資産	305,880	預り金	1,990
建物	188,362	前受収益	0
構築物	2,296	引当金	0
医療用器械備品	183	その他の流動負債	0
その他の器械備品	539	**Ⅱ 固定負債**	0
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	114,500	長期借入金	0
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	0	引当金	0
２ 無形固定資産	35	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	16,455
ソフトウェア	0	純資産の部	
その他の無形固定資産	35	科目	金額
３ その他の資産	1,374	**Ⅰ 資本剰余金**	0
有価証券	0	**Ⅱ 利益剰余金**	771,377
保険積立金	0	１ 代替基金	8,000
長期貸付金	0	２ その他利益剰余金	763,377
役職員等長期貸付金	0	別途積立金	785,000
長期前払費用	306	繰越利益剰余金	△ 21,623
繰延税金資産	0	**Ⅲ 評価・換算差額等**	0
その他の固定資産	1,067	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		Ⅳ 基金	0
		純資産合計	771,377
資産合計	787,832	負債・純資産合計	787,832

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式２６－２－１（病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名　医療法人　大樹　　※医療法人整理番号

所在地　岐阜県大垣市築捨町１丁目１４番地１

損　益　計　算　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		390,931
2 事業費用		
(1)事業費	359,299	
(2)本部費	0	
本来業務事業利益		31,632
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		31,632
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	727	
その他の事業外収益	3,760	4,487
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	332	332
経常利益		35,787
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	7,973	7,973
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		43,760
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	0	72
当期純利益		43,688

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名　　医療法人　大樹

所在地　　大垣市築捨町１丁目１４番地１

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式２６－５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　大樹
理事長　後藤　貴吉　　殿

私は、医療法人　大樹の令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　９月３０日

医療法人　大樹
監事　佐藤　貴昭